

四万十町地域防災計画について

四万十町の地域に係る防災に関し、県、町並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱を定めたもの。【①一般対策編 ②地震・津波対策編 ③火災及び事故災害対策編 ④資料編の4部構成であるが、今回は①一般対策編と④の資料編の変更のみ】

災害対策基本法第42条の規定により、市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、市町村地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。【前回】令和5年3月改正 ⇒ 【今回】令和7年3月改正（昨年は大きな変更点がなかったことにより計画の修正はなし）

修正の主な内容

令和6年6月の国の「防災基本計画」の修正内容及び県からの通知文書等にもとづき、本町の地域防災計画に反映する。主な改正内容は以下のとおり。

①一般対策編

1. 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(1) 災害教訓の伝承

・災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくように努める旨を追加（P51）

(2) 応援要請時の体制整備

・応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、ホテル・旅館・公共施設の空きスペースなど、活用可能な施設のリスト化に努める旨を追加（P62）

(3) ヘリコプター等による輸送

・災害時の緊急輸送について、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段が機動的かつ効果的に活用されるよう文言を修正（P146）

2. 高知県「災害時における人的被害情報の公表基準」改定に伴う修正

・安否不明者の氏名等の公表基準が示されたことにより、災害対策本部の事務分掌に人的被害情報リストの作成を追加（P26.P28～29）

3. その他

・過去の災害記録に令和6年8日8日発災した日向灘地震により、はじめて南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された旨を追加（P18）

④資料編

(1) 自主防災組織結成状況の追加

・金上野団地自主防災組織（新規）の追加と金上野住宅自主防災組織の名称変更（P5）

(2) 指定避難所一覧の変更

・松葉川地区（作屋）に松葉川コミュニティセンターが建設されたことに伴い、作屋就業改善センターを削除し、松葉川コミュニティセンターを追加（P9）
・十川小学校と昭和小学校の統合に伴い、校名が「十和小学校」、「十和中学校」に変更されるため計画中に記載のある個所について名称変更（P11）

(3) 協定締結一覧の追加

・公益財団法人B&G財団、株式会社大塚商会、佐川急便株式会社、一般社団法人日本ムービングハウス協会、特定非営利活動法人ピースウィンズジャパンと締結した協定の追加（P113～114）

(4) 衛星携帯電話設置状況一覧の追加

・企業版ふるさと納税により寄贈いただいたイリジウム衛星携帯電話8台の追加（P126～127）

(5) その他

・各機関からの意見等を踏まえ、所要の事項を修正